

○壱岐市議会政務活動費の交付に関する規則

令和6年10月1日

議会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、壱岐市議会政務活動費の交付に関する条例（令和6年壱岐市条例第19号。以下「条例」という。）に基づき交付される政務活動費について必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 前項の規定により申請した事項に異動が生じたときは、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付変更申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

3 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、市長に対し、議長を経由して会派解散届（様式第3号）を提出しなければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった各会派について交付すべきその年度分の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者に政務活動費交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(交付請求)

第4条 会派の代表者は、条例第4条第2項及び第6項第1号に規定する政務活動費の交付月の15日まで（同項第2号の規定により交付する場合にあっては、交付の決定の通知を受けた日から15日以内）に、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付請求書（様式第5号）を提出するものとする。

(収支報告書の様式及び収支報告書等の写しの送付)

第5条 条例第8条第1項の規則で定める様式は、政務活動費収支報告書（様式第6号）とする。

2 議長は、条例第8条第1項の規定により提出された収支報告書等の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

第6条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を作成するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書等の提出期限の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

（宛先） 老岐市長
（老岐市議会議長経由）

会派名
代表者 印

年度政務活動費交付申請書

老岐市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 会派の名称
- 2 会派結成年月日
- 3 代表者名
- 4 経理責任者名
- 5 所属議員数 人（ 月1日現在）
- 6 交付申請額（ 年度分） 円

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

（宛先） 老岐市長
（老岐市議会議長経由）

会派名
代表者 ④

年度政務活動費交付変更申請書

老岐市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

異動内容

区 分	新	旧	異動年月日
会 派 の 名 称			
代 表 者 名			
経 理 責 任 者			
所 属 議 員 数			
交付申請額（ 年度分）	円	円	

様式第3号（第2条関係）

年 月 日

（宛先） 老岐市長
（老岐市議会議長経由）

会派名
代表者 ㊟

会 派 解 散 届

老岐市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第3項の規定により、下記のとおり
届け出ます。

記

- 1 解散会派の名称
- 2 会派の解散年月日

様式第4号（第3条関係）

第 号
年 月 日

年度政務活動費交付決定通知書

会派名
代表者 様

沓岐市長 ㊟

年 月 日付けで申請のあった 年度政務活動費
の交付については、沓岐市議会政務活動費の交付に関する規則第3条の規定により下記
のとおり交付することに決定したので、同条の規定により通知する。

記

年度政務活動費交付決定額（年額） 円

様式第5号（第4条関係）

年 月 日

（宛先） 壱岐市長
（壱岐市議会議長経由）

会派名
代表者 ㊟

年度政務活動費交付請求書

年 月 日付け壱岐市指令 第 号で額の決定の通知があった 年
度政務活動費を下記のとおり交付されるよう壱岐市議会政務活動費の交付に関する規
則第4条の規定により請求します。

記

- 1 金 円
ただし、 年 月から 年 月まで分
- 2 交付月の基準日における所属議員数 人

様式第 6 号（第 5 条関係）

年 月 日

（宛先） 老岐市議会議長

会派名

経理責任者

印

年度政務活動費収支報告書

老岐市議会政務活動費の交付に関する条例第 8 条の規定により、別紙のとおり 年
度政務活動費収支報告書を提出します。

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第2条関係)

様式第3号 (第2条関係)

様式第4号 (第3条関係)

様式第5号 (第4条関係)

様式第6号 (第5条関係)